

住民自治組織 会長の便利帳



令和8年3月発行



住民自治組織 会長の便利帳 もくじ

1.住民自治組織(町内会等)について

○住民自治組織とは・・・・・・・・・・・・・・・・	3
○住民自治組織の法人化（認可地縁団体）について・・・・・・・・	4

2.住民自治組織に対する主な助成制度について

○安全・安心なまちに	
防犯灯の設置・・・・・・・・・・・・・・・・	6
うちの避難所登録制度・・・・・・・・・・	6
うちの防災マップ作成事業・・・・・・・・	7
交通安全施設の設置・・・・・・・・・・	7
自主防災組織育成支援事業・・・・・・・・	8
防災ラジオ・防災アプリの活用・・・・・・・・	9
事例 ～防災ラジオと防災アプリの活用～	10
○コミュニティづくり	
市民活動支援事業・・・・・・・・・・	11
事例集 ～市民活動支援事業～	12
コミュニティ助成事業・・・・・・・・・・	14
地域内での話し合い・・・・・・・・・・	15
事例 ～地域内での話し合い～	16
○原材料の支給	
市道、農道等を修繕する場合・・・・・・・・	17
地域で環境美化活動をする場合・・・・・・・・	18
児童遊園地等の管理・修繕をする場合	18
○環境美化	
不法投棄の防止・・・・・・・・・・	19
環境緑化推進事業・・・・・・・・・・	19
有害鳥獣対策について・・・・・・・・	20

3.こんなときは？ ～住民自治組織と関わりが深い業務と担当課～

◇防犯灯が点灯しない・・・・・・・・・・	21
◇道路等の異常・・・・・・・・・・	21
◇ごみステーションを移動したい・・・・・・・・	21
◇回収した不法投棄ごみを処理したい	21
◇不法投棄ごみを発見したとき	21
◇放置自転車がある・・・・・・・・・・	22
◇野犬に困っている・・・・・・・・・・	22
◇地域住民で災害に備える体制を整えたい	23
◇地域住民で学習会を開催したい	23
◇町内会長が変わった場合	23
◇広報おのみちの配布数が変わった場合	23

こんなときに便利帳　－豊かな地域づくりを目指して－

安全で安心して、心も体も健康に暮らしたいと思う気持ちは、誰にでもあると思います。そしてそのために、同じ地域に住んでいる人たちがお互いに仲良く助け合って暮らしていこうとする考え方が昔からありました。よく「遠くの親戚より近くの他人」と言われているように、「いざ」というときには、お隣さんや近所の人たちを一番の頼りにしてきたものです。

町内会や区長会はこの人の繋がりをさらに深めていくことで、より住みやすい地域を築いていくことを大きな目的として組織されています。

しかし、町内会や区長会の皆さんは、地域での活動における悩みごとなど、どこに相談したら良いのか分からずに困ることもあると思います。市役所の窓口がよく分からない、そんな時にお役立ていただけるように、この便利帳を作成しました。

言うまでもなく、これからのまちづくりは市民一人ひとりが積極的に参加し、自分たちで「私たちのまち」を築いていくことが大切です。

そして、自分たちで解決できないことを、地域の多様な主体と一緒に、それぞれの得意分野や特徴を活かしながら協力して取り組むことが重要であり、行政にはこうした地域活動を支援していく様々な制度があります。

こうした制度が一層身近なものとなるように、便利帳では各種事例に沿った対応方法や活動事例、問い合わせ先を紹介しています。これらの情報は単なるお知らせではなく、地域活動の主役である皆さんのニーズにお応えし、お役立ていただけるものと期待しています。また、こうした情報を充実させていくためにも、こんな時困った、こうしたらもっとよくなるのでは、といった皆さんの声をお聞かせください。

便利帳は改訂を重ねていくことで、皆さんの地域活動に一層役立つよう内容の充実を目指しています。安全・安心で、心豊かに暮らせるまちがいつまでも続きますように、お互いに手を取り合い、やさしさがつながるまちづくりを進めていきましょう。

編　集

尾道市　企画財政部
政策企画課　協働統計係

〒722-8501

尾道市久保一丁目15番1号

TEL (0848)38-9435

FAX (0848)37-2740

E-mail kikaku@city.onomichi.hiroshima.jp

1.住民自治組織(町内会等)について

住民自治組織とは

住民自治組織とは、一定の区域を単位とした地縁に基づき住民自らが設立し、「住みやすいまちにしたい」という共通の想いをもって、みんなで力を合わせて活動していく組織で、その名称は「町内会」や「区長会」など様々です。

少子高齢化が進展する中、一人暮らしの高齢者の増加や核家族化などにより、個人や家族だけでは解決できない課題がますます増えています。「いざという時に支え合えるご近所づきあいがある」「自分たちのまちは自分たちで守る」といった日頃の積み重ねが安心につながっていきます。

住みやすいまちにしていくなため、地域で生活するすべての人々が連携しながら、まちづくりに取り組んでいくことが大切です。

住民自治組織では、親睦行事や回覧等を通じて住民同士の交流・情報共有を深めること、環境美化や安全なまちづくりに向けた地域課題の解決に取り組むなど、様々な活動が行われています。

～例えばこんなこと～

環境美化活動

シテックリニング
資源分別回収
ごみステーションの管理



防犯・防災活動

防犯灯の設置・維持管理
自主防災組織の結成
防犯パトロール



親睦・交流

地域の行事・イベント
運動会



福祉活動

敬老会
ふれあいサロン



地域団体との連携

地区公衆衛生推進協議会
地区社会福祉協議会
子ども会
体育協会



回覧・お知らせ配布

広報おのみちの配布
地域へのお知らせの回覧



住民自治組織の法人化(認可地縁団体)について



認可地縁団体とは？

市HP
(ホームページ)



「住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等の地域的な共同活動を円滑に行うこと」を目的として、一定の要件のもとに市長の認可を受け、「地縁による団体」として法人格を持つ団体のことです。



なぜ、法人化するの？

住民自治組織(町内会等)は、住民が集まって作る任意の団体です。
法人化することにより、例えば団体名義での契約行為ができることになります。



住民自治組織が法人格を取得するには？

《認可地縁団体となる対象と要件》

○認可の対象

町内会等、その区域内に居住していることのみを構成員の資格としている団体です。

年齢の条件(子ども会、老人クラブなど)や、特定分野の活動団体(スポーツ団体、マンション管理組合など)のように、地域に居住していること以外の要件を入会の条件としている団体は対象となりません。

○認可の要件

法人として認可を受けるためには、次の要件を満たすことが必要です。

1. 地域的な共同活動を行っていること。
(区域内の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等)
2. その区域が住民に客観的に明らかなこと。
3. 区域内の住民は全て構成員になることができ、その相当数が構成員となっていること。
4. 規約を定めていること。
規約には次の項目について定められていることが必要です。
目的、名称、区域、主たる事務所の所在地、構成員の資格に関する事項、代表者に関する事項、会議等に関する事項、資産に関する事項

※構成員は、区域内に住所を有する「個人」です。世帯単位ではありません。

住民自治組織の法人格取得の流れ

1.まずはご相談ください…政策企画課 協働統計係 0848-38-9435

添付書類の作成や、総会での説明などについて詳しく説明します。

2.総会での意思決定

町内会等の総会を開催し、次のことについて意思決定(決議)をします。

- ・認可申請を行うこと
- ・規約の決定
- ・構成員の確定
- ・代表者の決定
- ・保有することとなる資産の確定など総会の内容は議事録として記録し、申請書類に添付します。

3.認可の申請

尾道市長(政策企画課)に対し、次の書類を提出します。

①認可申請書

②添付書類

- ・規約
- ・認可申請することを総会で決議したことを証する書類(総会議事録)
- ・構成員の名簿
- ・良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類(事業報告書など)
- ・申請者が代表者であることを証する書類
- ・区域を示した図面(住宅地図等で、規約で定めている区域が確認できるもの)
- ・区域承諾書(隣接する町内会等と区域を確認した書類)
- ・代表者の職務執行停止の有無並びに職務代行者選任の有無
- ・代理人の有無

4.審査、認可・告示

提出された書類を市が審査し、要件を満たしていれば認可し、告示します。
また、地縁団体として認可されたことを代表者に通知します。

■**法人の設立届が必要**です…認可地縁団体は公益法人等とみなされます。

詳しくは市民税課へお問い合わせください。

市民税課 電話：0848-38-9154

～こんなときは？～

■**不動産などを登記するとき**…認可証明書を請求してください。

町内会等の不動産を登記するときは、認可を受けたことの証明書が必要になります。政策企画課に請求してください。(発行手数料がかかります)

■**告示事項を変更するとき**…変更の届出をしてください。

告示された内容(名称、規約、区域、事務所所在地、代表者氏名・住所)に変更が生じる場合は、告示事項変更届出書が必要です。政策企画課に変更を届け出てください。

- ・規約の変更をするとき：総会を行う前に必ず政策企画課へご相談ください。
- ・規約以外の変更をするとき：告示事項変更届出書と添付書類を政策企画課へ提出してください。

2.住民自治組織(町内会等)に対する主な助成制度について

安全・安心なまちに

○防犯灯の設置(地域が設置するとき)

- ・LEDの防犯灯を新設する場合、一基あたり上限18,000円を補助します。
- ・既存の灯具(LEDを含む)をLEDに取替する場合、一基あたり上限18,000円を補助します。
- ・防犯灯を修理または移設する場合、一基あたり上限6,000円(工事費の3分の2)を補助します。
- ・既に防犯灯が設置されている独立柱を建て替える場合、一本あたり上限100,000円(工事費の3分の2)を補助します。
- ・公道と同様に不特定多数の人が利用している私道(通り抜けができること)に設置する防犯灯も補助の対象となります。

申請方法

担当課へ相談後、次の書類を用意し、申請してください。
※申請書類は市HPに掲載しています。

- ・防犯灯設置事業補助金交付申請書
- ・事業計画書
- ・工事収支予算書
- ・見積書の写し



問い合わせ先

総務課 生活安全係
因島総合支所 市民生活課総務係
瀬戸田支所 住民福祉課住民生活係

電話：0848-38-9369
電話：0845-26-6200
電話：0845-27-2211

○うちの避難所登録制度

地域の集会所等を風水害時の地域の避難所として登録・利用することで、地域住民の円滑な避難行動につなげます。登録した集会所に備蓄毛布を提供し、避難所を開設した場合は24時間ごとに1,000円を避難所運営経費として助成します。

※運営経費の助成は、市が避難情報を発令している間の開設についてのみとなります。
また、土砂災害警戒区域や浸水想定区域等ではないことが登録条件です。

申請方法

申請前に担当課へご相談ください。



問い合わせ先

総務課 生活安全係

電話：0848-38-9216

○うちの防災マップ作成事業

自主防災組織または町内会等を対象に、地域の災害危険箇所や避難所、避難経路等を記した「うちの防災マップ」作成のサポート(講師の派遣)及び必要経費(消耗品費、施設使用料等)に対して1団体あたり最大20,000円まで補助します。

完成したマップは市で印刷し、地域で配布していただきます。

申請方法

担当課へ相談後、次の書類を用意し、申請してください。

- ・うちの防災マップ作成事業補助金交付申請書
- ・事業計画書
- ・収支予算書



市HP

問い合わせ先

総務課 生活安全係

電話：0848-38-9216

○交通安全施設(カーブミラー・転落防止柵・手すり)の設置

見通しの悪い交差点や転落の危険性がある路肩等での事故を防止するため、地域に交通安全施設(カーブミラー・転落防止柵・手すり)の設置を希望する場合、地域住民の総意として町内会長(区長)名で申請してください。希望する設置場所が通学路にあたる場合は、関係学校長との連名で申請してください。

私有地に設置する場合は、地権者の同意を得ていただく必要があります。

申請方法

担当課へ相談後、次の書類を用意し、申請してください。

- ・交通安全施設設置申請書
- ・地権者の同意書(私有地に設置する場合)



市HP

問い合わせ先

維持修繕課 維持管理係
因島総合支所 市民生活課総務係
瀬戸田支所 住民福祉課住民生活係

電話：0848-38-9225

電話：0845-26-6200

電話：0845-27-2211

○自主防災組織育成支援事業

地域防災力の向上を目的として、自主防災組織を対象に、「防災資機材等の購入費用に係る経費」「防災訓練・学習会に係る経費」「避難の呼びかけ体制構築に係る経費」を補助します。

◎防災資機材等の購入費用に係る経費

自主防災組織の世帯数に応じて、1回限り50,000円～250,000円を交付します。

◎防災訓練・学習会に係る経費

1組織あたり1年に3回まで、1回あたり最大10,000円を交付します。

◎避難の呼びかけ体制構築に係る経費

1組織あたり、最大100,000円を交付します。

※「避難の呼びかけ体制」とは、住民に早めの避難を促すため、呼びかけを開始するタイミングや呼びかけ方法などのルールを決めて、災害に備えて効率的・効果的な呼びかけを行う体制のことです。

申請方法

次の書類を用意し、申請してください。

- ・自主防災組織育成支援事業補助金交付申請書 ・事業計画書 ・収支予算書
- ・見積書(「防災訓練・学習会に係る経費」の補助申請の場合は不要)等

※担当課へ自主防災組織結成届を提出されていない団体は上記書類に加えて、自主防災組織結成届、規約、役員名簿、世帯数がわかる書類を提出してください。



市HP

問い合わせ先

総務課 生活安全係

電話：0848-38-9216

○防災ラジオ・防災アプリの活用（事例 P.10）

～防災ラジオ～

- ・避難情報などの防災情報や、市役所からのお知らせなどの情報を聴くことができます。
- ・市内に住民票がある世帯に、1世帯1台無償で貸与しています。

◆申込方法 ⇒ 申込用紙または電話（随時受付中）

※申込用紙は市ホームページ又は本庁、各支所、市内郵便局で配布しています。



市HP

～防災アプリ～

- ・防災ラジオで放送されたお知らせを見ることが出来ます。
- ・防災マップや防災リンク集など、お知らせ以外の便利な機能もあります。

◆ダウンロード ⇒ 右のQRコードを読み込み、市のホームページからダウンロードできます。



市HP

町内会等からの配信

- ・防災ラジオは町内会等の単位で地区設定を行っています（アプリは各自で地区設定が出来ます）。
- ・インターネットに接続できる端末があれば、町内会等の単位で配信を行うことが出来ます。
- ・配信に必要なID・パスワードとマニュアルは町内会等の代表者の方にお送りしています。（交代の場合は引継ぎをお願いします）



問い合わせ先

総務課 生活安全係

電話：0848-38-9320

事例 ～「防災ラジオ」と「防災アプリ」の活用～

～松岡町内会での例～

松岡町内会では、防災ラジオの設置を促進しており、町内会の様々なお知らせに「防災ラジオ」と「防災アプリ」を活用しています。

お知らせは回覧でも行っていますが、内容の変更や当日の連絡などに、「防災ラジオ」と「防災アプリ」はとても便利です。

○防災活動

大雨により災害の危険性が高まった際に、町内会の皆さんに「うちの避難所」開設のお知らせや、避難の呼びかけなどを行っています。

また、防災訓練のお知らせや避難訓練開始の放送なども行います。

○行事

町内会のイベントやシティークリーニングなどのお知らせに活用しています。

時間や曜日を変えて複数回放送することで、より確実に周知を図ることができます。

操作方法

「防災ラジオ」と「防災アプリ」を活用した情報の配信は、自宅のパソコンやスマートフォンで行っています。

操作マニュアル通りに操作すれば簡単に配信ができます。配信内容の登録もできるので、過去に配信した放送と同じ内容を、別の日時に配信することもできます。



コミュニティづくり

○市民活動支援事業（事例集 P.12,13）

市内を主な活動の範囲とした公共性・公益性の高いまちづくり活動に関して、必要な経費の一部を最長3年間支援します。「市民活動団体部門」と「地域コミュニティ部門」があります。

【補助額】 補助対象経費の3分の2以内の額。

※上限額：1年目50万円、2年目以降は30万円

※千円未満切り捨て

【審査方法】 審査会による書面審査

審査により、採択・不採択及び補助額を決定します。

【交付対象となる団体】

◎市民活動団体部門（次の要件を全て満たしている団体）

- ・市民等により、自主的に組織されていること
- ・まちづくり活動を自主的かつ主体的に行うことを会則、規約等に定めていること
- ・代表者及び構成員の合計が5人以上で、そのうち5人以上が市内在住か通学・通勤していること

◎地域コミュニティ部門 次のいずれかに該当する団体

- ・町内会等の住民自治組織
- ・地区社会福祉協議会など



申請方法

担当課へ相談後、申請してください。

※申請期限等がありますので、事前にお問い合わせください。

相談は随時受け付けています。



問い合わせ先

政策企画課 協働統計係

電話：0848-38-9435

事例集 ～市民活動支援事業～

提案事業名	原田町での子育てサロン立ち上げおよび運営	1年目
申請団体名	特定非営利活動法人原田芸術文化交流館	
事業概要	原田町内のキッズルームに子育てサロンを立ち上げ、地域の協力者等と関わりながら親子イベントを行っています。子育て世代が安心して気軽に集えて、子育ての負担感や孤独感がやわらぐ場の一つになることを目指しています。	



まきまきパン作りイベント



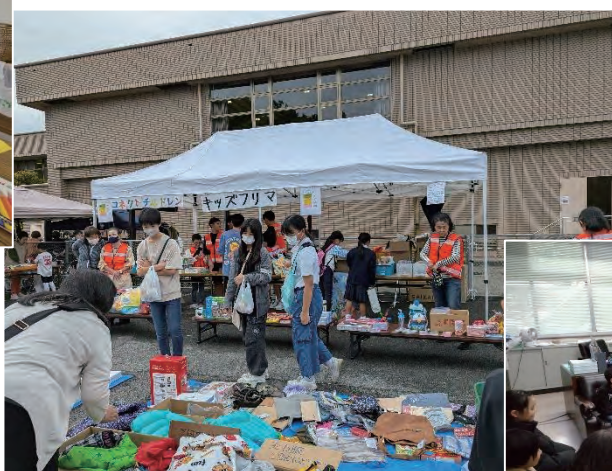
キッズルームで自由に過ごす親子

提案事業名	子どもがつなげるまちづくり	1年目
申請団体名	向東まちづくり応援隊	
事業概要	向東町の小・中学生が団体運営に関する知識や経験を身に付けることや、自発的にボランティア活動を実施することを目指すことで、地域コミュニティの活性化や若返りを図ります。	

【キッズフリマ運営の様子】



キッズフリマ開催においてお知らせなど準備



町内のこども園や小中学校に、収益金を寄付しました



事例集 ～市民活動支援事業～

提案事業名	瑠璃の麓で会いましょう	2年目
申請団体名	まちの駅 るりと	
事業概要	旧久保小学校の有効な活用方法についての話し合いを重ねるとともに、地域や世代を超えて人と人が交わる場づくり、観光客に足を運んでもらえる導線づくりなど、新たな地域の活性化策に取り組みます。	

【まちの駅 るりとまつりの様子】



飲食ブースもあります



ワークショップで
キーホルダーを
作っています



提案事業名	防災アプリ「会員防災（lessQ）バージョンアップ」	1年目
申請団体名	倉戸自主防災会	
事業概要	御調町倉戸地区において導入している防災アプリについて、災害時だけでなく、日常使いができるようなアップデートを行いながら、住民の利用促進や習熟度の向上を図り、地区内における情報共有の効率化や情報のデータ化を図ります。	



複数人でアプリを利用している様子



アプリにはマニュアルもあります

○コミュニティ助成事業

一般財団法人 自治総合センターが宝くじの受託事業収入を財源に、宝くじの社会貢献広報事業として実施するものです。市が窓口となり広島県を通じて申請します。

募集時期は例年9～10月中旬頃で、町内会等の住民自治組織が対象です。

①一般コミュニティ助成事業

【実施主体】 町内会等の地域コミュニティ組織

【対象事業】 コミュニティ活動に必要な備品等(建築物、消耗品は除く)の整備

【補助額】 100万円～250万円

②コミュニティセンター助成事業

【実施主体】 地方自治法第260条の2に定める認可地縁団体

【対象事業】 集会施設(コミュニティセンター・地域集会所等)の建設又は大規模修繕、及びその施設に必要な備品の整備

【補助額】 対象となる事業費の5分の3以内に相当する額。上限2,000万円

③地域防災組織育成事業

【実施主体】 市に届出をした自主防災組織

【対象事業】 一定地域の住民が当該地域を災害から守るために自主的に結成した組織または連合体が行う地域の防災活動に直接必要な設備等(建築物、消耗品は除く)の整備

【補助額】 30万円～200万円

※①②③ともに10万円未満切り捨て、②については認可地縁団体に限ります。

申請方法

事前に担当課へ相談してください。事業着手後の申請は認められません。



市HP

《事例》

一般コミュニティ助成事業



R7年度 太鼓の整備（道越組町内会）

コミュニティセンター助成事業



R7年度 集会所の建設（地縁団体白江町内会）

問い合わせ先

- ①② 政策企画課 協働統計係
③ 総務課 生活安全係

電話：0848-38-9435
電話：0848-38-9216

○地域内での話し合い（事例 P.16）

人口減少や高齢化によって、地域行事や役員の負担感が増す中、地域住民が主体となってこれからの団体(組織)や行事のあり方、地域の将来像などについて真剣に「話し合う」場の創出をお手伝いするために、地域のニーズに合わせたまちづくりの専門家を派遣しています。

1.相談

2.講師選び

3.「話し合い」実施



1.まずは担当課へご相談ください。
地域の課題や目指す姿などをお伺いしたうえで、適任と思われる講師を担当課で探します。

1.相談

2.講師選び

3.「話し合い」実施



2.担当課から講師を提案したのち、講師を交えて「話し合い」の実施に向けて打ち合わせを行います。
打ち合わせにより、実施回数や内容などを決めていきます。

1.相談

2.講師選び

3.「話し合い」実施



3.開催日までに、地域側で会場の確保や必要な物品の準備と、地域内への周知をお願いします。
プロジェクターなどの機器が必要な場合は貸し出しも可能です。

これまでに行った事例については、
P.16で紹介しています。

問い合わせ先

政策企画課 協働統計係

電話：0848-38-9435

事例 ～地域内での話し合い～

～御調町河内地区での例（令和6年度・7年度）～

話し合いの目的・内容

地域の「良いところ」や「気になるところ」についての話し合いを実施する中で、地域住民が主体となり、今後のまちの姿を考えるきっかけづくりを行いました。

御調町河内地区では、少子高齢化や人口減少が進行する状況においても、今後も地域が持続可能なものとなるよう、地域内での役員のしごとや、行事内容の見直しを図り、負担の軽減を目指すといった内容の話し合いが行われました。



地域にある「頑張り」や「気になること」についての話し合いを行っています。



話し合った内容は、発表してみんなで共有します。

令和7年度の取組

役員の負担軽減

- ・役員が重複している委員会の一つを見直し、取り止めて、組織のスリム化を図りました。
- ・行事の実施における役員の金銭的負担を軽減するため、収支の見直しや新たな財源の確保に努めました。

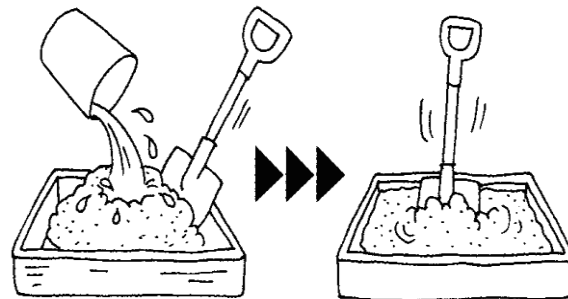
連携・繋がりづくり

- ・様々な世代の住民同士が集まる場を継続的にもち、地域の課題や今後の取組について話し合いました。
- ・話し合いの場では、住民一人ひとりが「自分ができること」を考え、今後の助け合いの関係構築に向けた取組を行いました。

原材料の支給

○市道、農道、林道、排水路、里道等を修繕する場合

町内会等が市道、農道、林道、排水路、里道等を修繕する際の原材料(コンクリート、アスファルト等)を支給します。



【支給条件】

- 原則として排水路・里道等の公有地であること。
- 個人使用でないこと(2軒以上の利用があること)。
- 施工箇所の隣接土地所有者の同意を得ていること。

申請方法

公有地の種別及び地域により担当課が異なります。

- ・市道、排水路、里道等 → 維持修繕課 各支所
- ・農道、林道
ため池等の農林業施設 → 土木課 各支所

担当課へ相談後、申請してください。

問い合わせ先

維持修繕課	維持管理係	電話：0848-38-9225
土木課	農林土木係	電話：0848-38-9494
向島支所	しまおこし課しまおこし係	電話：0848-44-0112
御調支所	まちおこし課まちおこし係	電話：0848-76-2922
因島総合支所	施設管理課施設維持係	電話：0845-26-6203
瀬戸田支所	しまおこし課施設管理係	電話：0845-27-2213

○地域で環境美化活動をする場合

町内会等が環境美化活動(道路や河川等の除草等)を行う際の、草刈機の燃料や替刃等を支給します。

また、環境美化活動中、第三者に損害を与えた場合の賠償について、市が保険に加入します(限度額があります。)

申請方法

- ・物品の支給については、町内会長、区長名等で、事前に申請書を提出してください。
- ・各支給品や保険契約等の詳細については担当課にお問合わせください。



市HP

問い合わせ先

維持修繕課 維持管理係

向島支所 しまおこし課しまおこし係

御調支所 まちおこし課まちおこし係

因島総合支所 施設管理課施設維持係

瀬戸田支所 しまおこし課施設管理係

電話：0848-38-9225

電話：0848-44-0112

電話：0848-76-2922

電話：0845-26-6203

電話：0845-27-2213

○児童遊園地等の管理・修繕をする場合

児童遊園地等を町内会等が管理・修繕する際に必要となる物品の貸与並びに原材料及び消耗品の支給を行います。

貸与 竹ぼうき、熊手等

支給 原材料(真砂土、砂等) 消耗品(ゴミ袋等)

【支給等の条件】児童遊園地等を管理している団体であること。

申請方法

担当課へ相談後、次の書類を用意し、申請してください。

- ・原材料等支給申請書 ※数量等を調整させていただく場合があります。
- ・位置図
- ・設計図、着工前写真(原材料支給時のみ)

問い合わせ先

維持修繕課 維持管理係

因島総合支所 施設管理課監理係

電話：0848-38-9225

電話：0845-26-6202

環境美化

○不法投棄の防止

町内会等が不法投棄を防止するための活動を行う場合、必要な物品を貸出・支給します。

貸出 不法投棄監視カメラ

支給 赤い鳥居もどき・不法投棄防止ネット・トラロープ・不法投棄防止看板

申請方法

- ・担当課へ相談後、住宅地図など設置場所の分かるものを用意し、申請してください。
- ・支給品については、設置後の写真等の提出が必要です。
- ・支給品は数量等を調整させていただく場合があります。

問い合わせ先

清掃事務所 清掃係
南部清掃事務所 収集係
瀬戸田分所

電話：0848-48-2900
電話：0845-24-0432
電話：0845-27-0454

貸出 予告看板(作業中、除草中) カラーコーン

支給 不法投棄禁止看板

【支給等の条件】

申請は、町内会・区でお願いします。

設置場所となる管理者の承諾、および設置後の管理・撤去については町内会・区の責任で行ってください。

年間を通じて、清掃活動をお願いします。

※支給枚数を調整させていただく場合があります。

問い合わせ先

尾道市公衆衛生推進協議会

電話：0848-24-1177

○環境緑化推進事業

「みどりの募金活動」でご協力いただいた浄財をもとに、町内会等に予算の範囲内で緑化樹の苗木を無料配布します。

申請方法

- ・緑化推進事業実施申込書を提出してください。
- ・書類審査後、苗木を配布します。
- ・完了後は、植樹写真を添付のうえ緑化推進事業完了届を提出してください。



市HP

問い合わせ先

尾道市緑化推進委員会
(事務局 農林水産課内)

電話：0848-38-9212

○有害鳥獣対策について

市では住民が主体となり、地域ぐるみで取り組むイノシシ等の有害鳥獣対策を支援しています。

イノシシ等による被害対策として、次のとおり「イノシシ等を近づけさせない環境づくり」に取り組んでいます。

◎出前講座

イノシシ等の有害鳥獣の生態をはじめ、鳥獣被害が発生する原因を正しく理解し、適切な対策を学ぶ機会として、地域が開催する講座に、「出前講座」として職員を派遣します。



◎鳥獣防護さく等設置補助事業

市内に農林地を有する農林業者及び非農林業者で組織する団体が設置する防護柵等の資材購入費用の一部を補助します。

【農林業者の場合】

農林地への防護柵等の資材購入費用の3分の1又は6万円のいずれか低い額。
法人及び2戸以上の農林業者が隣接する2筆以上の農地を囲むときは、費用の2分の1又は13万円のいずれか低い額となります。

【非農林業者の場合】

町内会等をはじめ、10戸以上で構成する団体で出前講座などにより有害鳥獣対策を学習し、設置する防護柵を継続して維持管理することを条件に、その購入費用について18万円を上限に補助します。

◎捕獲わなの設置

町内会等の要望により捕獲わなを設置します。設置期間は、狩猟期間(11月15日～翌年2月末日)を除き一か所につき6か月間です。捕獲わなの稼働(入口の開閉)や捕獲したイノシシの処分は尾道市有害鳥獣捕獲班員が行います。設置後は、事故防止のための巡回やえさの管理、周辺住民への周知による安全対策の徹底等、尾道市有害鳥獣捕獲班との連絡調整を行って、適切な捕獲わなの管理を行ってください。

申請方法

担当課へ相談後、申請してください。



市HP

問い合わせ先

農林水産課 農林振興係
向島支所 しまおこし課しまおこし係
御調支所 まちおこし課まちおこし係
因島総合支所 しまおこし課しまおこし係
瀬戸田支所 しまおこし課しまおこし係

電話：0848-38-9473
電話：0848-44-0112
電話：0848-76-2922
電話：0845-26-6212
電話：0845-27-2212

3.こんなときは？

～住民自治組織(町内会等)と関わりが深い業務と担当課～

	内 容	担当課
防犯灯が点灯しない (道路照明以外) ※地元町内会等が管理するLED防犯灯が点灯しない場合は、地元町内会等で取替等の対応をお願いします。 この場合は、市の補助制度をご活用ください。	次のことをご連絡ください。 (1)防犯灯の近くの方の住所・氏名等、場所が特定できる情報、電柱番号がわかれば一緒に連絡してください。 [例えば…] 〇〇町△△番地の□□さん宅の前にある電柱についている防犯灯 (2)連絡者の氏名、連絡先 場所が特定できなかった場合や修理が必要な場合に連絡させていただくことがあります。	総務課 生活安全係 0848-38-9369 因島総合支所 市民生活課 総務係 0845-26-6200 御調支所 まちおこし課 住民生活係 0848-76-2111 向島支所 しまおこし課 しまおこし係 0848-44-0112 瀬戸田支所 住民福祉課 住民生活係 0845-27-2211
道路等の異状 故障、損壊している ・道路照明（防犯灯以外） ・カーブミラー ・転落防止柵 ・道路、橋、河川、水路 道路に通行上支障となるものがある ・動物の死骸 ・倒木 等	市道・県道は右の各課へ連絡してください。  ○国道(一般国道2号、国道184号、国道317号、国道486号)は 広島県東部建設事務所三原支所 維持課維持第一係 0848-64-4271に連絡してください。 ○国道2号バイパスは 国土交通省中国地方整備局 福山河川国道事務所 三原国道維持出張所 0848-67-1020 福山河川国道事務所 道路管理課 084-923-2553 又は、道路緊急ダイヤル#9910に連絡してください。	維持修繕課 維持管理係 0848-38-9225 維持修繕一係 0848-38-9273 維持修繕二係 0848-38-9278 因島総合支所 施設管理課 施設維持係 0845-26-6203 御調支所 まちおこし課 まちおこし係 0848-76-2922 向島支所 しまおこし課 しまおこし係 0848-44-0112 瀬戸田支所 しまおこし課 施設管理係 0845-27-2213
ごみステーションを移動したい	移動を希望する場所でごみ収集作業ができるかどうかを確認しますので、事前にご相談ください。	清掃事務所 清掃係 0848-48-2900 南部清掃事務所 0845-24-0432
回収した不法投棄ごみを処理したい	不法投棄ごみを地域が回収した場合は、担当課へご相談ください。	瀬戸田分所 0845-27-0454 収集係
不法投棄ごみを発見したとき	不法投棄ごみを発見した場合は、尾道警察署へご連絡ください。	尾道警察署 0848-22-0110 または、最寄りの交番・駐在所にご連絡ください。

	内 容	担当課
放置自転車がある ※放置自転車がある場所の確認をお願いします。(場所により連絡先が異なります)	私有地(私道) 警察に連絡してください。 盗難届が提出されている自転車であれば、警察が所有者に連絡します。	尾道警察署 0848-22-0110 または、最寄りの交番・駐在所 にご連絡ください。
	①市道・水路等  ②公園・遊園地  ・防犯登録されている場合は、市から所有者に連絡して撤去を依頼します。 ・所有者が不明な場合は、撤去札等で告知し、撤去します。	①用地課 用地係 0848-38-9284 因島総合支所 施設管理課 監理係 0845-26-6202 瀬戸田支所 しまおこし課 施設管理係 0845-27-2213 ②維持修繕課 維持管理係 0848-38-9225 因島総合支所 施設管理課 監理係 0845-26-6202 御調支所 まちおこし課 まちおこし係 0848-76-2922 瀬戸田支所 しまおこし課 施設管理係 0845-27-2213
野犬に困っている	野犬を保護してほしい場合は、広島県動物愛護センター 0848-60-8511 に連絡してください。 ※日曜日、祝日、月曜日（月曜日が祝日の場合は翌火曜日）は閉庁日となります。 地域みなさんが野犬を保護したい場合、保護機の貸し出しを行っています。 また、広島県動物愛護センターに相談の結果、保護収容可能と判断された犬は引き取ります。電話、書面により、町内会長・区長から引き取りを申請してください。	広島県動物愛護センター 0848-60-8511 環境政策課 環境政策係 0848-38-9434 尾道市公衆衛生推進協議会 0848-24-1177 御調支所 まちおこし課 まちおこし係 0848-76-2922 向島支所 しまおこし課 しまおこし係 0848-44-0112 因島総合支所 市民生活課 総務係 0845-26-6200 瀬戸田支所 住民福祉課 住民生活係 0845-27-2211

	内 容	担当課
地域住民で災害に備える体制を整えたい (地域防災活動)	○地域の防災活動を支援します。 ・自主防災組織の結成(組織のづくり方等)や活動(防災訓練の支援等)に対する相談 ・住民の防災意識向上のための、防災講座の開催(要申請) ○地域の防災リーダーを育成します。 地域の防災リーダーを育成する講座(無料)を開催しています。日時等については、町内会長等にご案内します。	総務課 生活安全係 0848-38-9216
地域住民で学習会を開催したい	市の担当課職員が講師として市の施策や暮らしに役立つ情報をお話する「出前講座」を実施しています。 ○対象となる団体 市内に在住、勤務又は通学するおおむね10人以上の団体 ○講座の内容 広報4月号又は市ホームページをご覧ください。 ○無料(材料費等は実費負担になります) ○会場は申込団体が確保してください。	生涯学習課 生涯学習係 0848-20-7444
町内会長が変わった場合	担当課へご連絡ください。	政策企画課 協働統計係 0848-38-9435 因島総合支所 市民生活課 住民係 0845-26-6208 FAX 0845-22-8615 御調支所 まちおこし課 住民生活係 0848-76-2111 FAX 0848-76-0286 向島支所 しまおこし課 住民生活係 0848-44-0110 FAX 0848-44-2569 瀬戸田支所 住民福祉課 住民生活係 0845-27-2211 FAX 0845-27-0147
転入者(転出者)があり、広報おのみちの配布数が変わった場合	担当課へ配布数をご連絡ください。	秘書広報課 広報広聴係 0848-38-9377 FAX 0848-38-9294 ※因島地区は各地区の公民館等にご連絡ください。 御調支所 まちおこし課 住民生活係 0848-76-2111 FAX 0848-76-0286 向島支所 しまおこし課 住民生活係 0848-44-0110 FAX 0848-44-2569 瀬戸田支所 住民福祉課 住民生活係 0845-27-2211 FAX 0845-27-0147

M E M O

Handwriting practice lines consisting of 20 horizontal dashed lines within a blue rounded rectangular border.



住民自治組織 会長の便利帳

令和8年3月発行

尾道市企画財政部 政策企画課協働統計係

〒722-8501

尾道市久保一丁目15番1号

TEL (0848)38-9435

FAX (0848)37-2740

E-mail kikaku@city.onomichi.hiroshima.jp



市HP

